

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

本市では、自殺対策基本法に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年7月に庁内の関係部署による「鹿児島市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、平成22年6月には市内の関係機関及び関係団体からなる「鹿児島市自殺対策ネットワーク会議」を設置するなど、取組を進めてきました。

その後、平成25年1月に、本市が、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティ（※）の国際認証の取得を目指すことになったため（平成28年1月に認証、令和3年1月に再認証を取得）、平成25年5月に「鹿児島市自殺対策ネットワーク会議」を「（セーフコミュニティ）鹿児島市自殺予防対策委員会」に改編し、自殺対策を「安心安全まちづくり」の一環として、総合的に推進することとなりました。

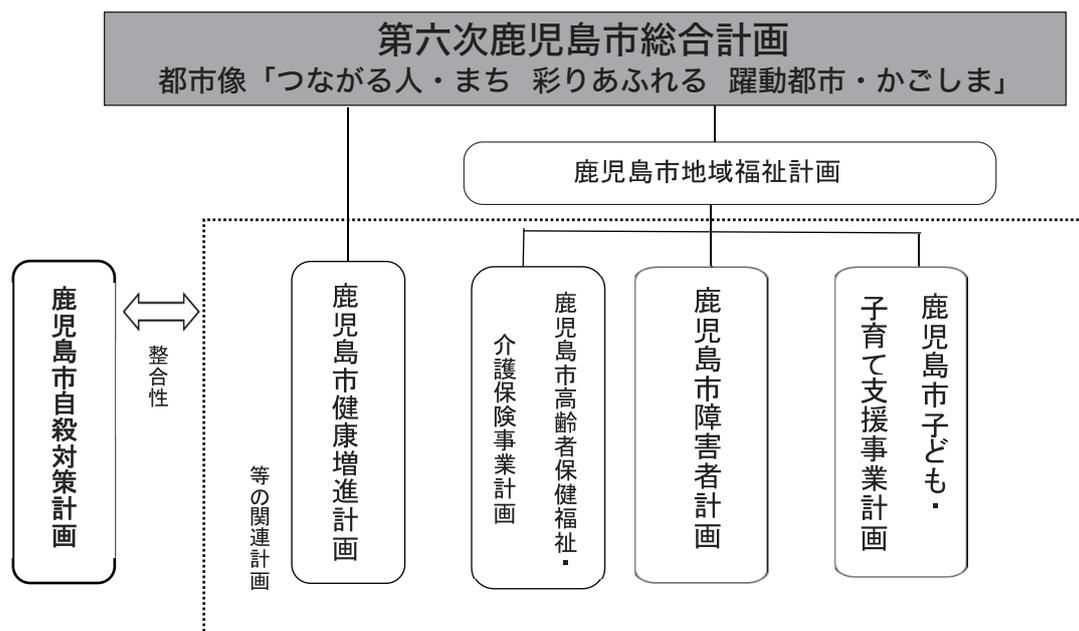
平成28年の改正自殺対策基本法において、すべての自治体に「自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、「鹿児島市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのないのち支える鹿児島市をめざして～」（以下：前計画）を平成30年3月に策定し、全庁的な取組として自殺対策を推進してまいりました。この度、令和4年10月に決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえ、評価を行い、第二次鹿児島市自殺対策計画（以下：本計画）を策定しました。

※セーフコミュニティとは、「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」という考えのもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体等が協働して事故やけがを予防する取組、または、その取組を進めているコミュニティのことです。本市では、交通安全、学校の安全、子どもの安全、高齢者の安全、DV防止、**自殺予防**、防災・災害対策の7つを重点分野として取組を進めています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」として策定された前計画をもとに、評価・各部局の取組結果を反映し、令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえ策定したものです。

市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第六次鹿児島市総合計画」の健康・安心政策における個別計画として位置付けるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。また、セーフコミュニティの推進における自殺予防分野の取組と補完し合うものです。



3. 計画の期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われていることから、本計画は、令和6年度から10年度の5年間とし、国の動きや自殺の実態、社会状況等の変化を踏まえ、内容の見直しを行うこととします。

4. 計画の数値目標

自殺対策基本法に示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、令和8年までに、人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成27年と比べて30%以上減少させることを、目標として定め対策を講じてきました。その目標は、令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱においても引き続きの目標となっています。

国の方針を踏まえ、本計画における目標値として、自殺死亡率を平成27年の13.9(人数は83人)から、令和10年(令和8年の自殺死亡率で評価)までにおおむね30%減らし9.7(人数は約56人)以下にすることを目指します。

	平成27年 (2015年)	令和10年(令和8年自殺死亡率で評価) (2026年)
自殺死亡率	13.9	9.7以下
自殺者数	83人	56人以下

※自殺死亡率、自殺者数は人口動態統計により算出。令和10年の自殺者数は、国立社会保障・人口問題研究所中位推計(令和5年推計)の令和7年推計人口を参照し計算。
自殺死亡率(人口10万対) = 自殺者数/人口 × 10万

5. 評価の結果について

平成30年3月に前計画を策定した後、自殺対策の視点を持って各々の計画内容を実施したか、実施状況はどの程度達成できたか、掲載事業の追加・変更・終了がないか等について、年度ごとに各担当課へ確認・評価し、庁内全体で共有してきました。

前計画と本計画では、計画内容の通り実施できた取組割合が増えています。

〈年度毎の事業評価（基本施策・重点施策）〉

	○	△	×	取組数	
H30年度	84%	16%	0%	89	○：計画内容の通り実施できた
R4年度	96%	4%	0%	107	△：今後検討する予定
					×：実施できなかった、実施予定なし

今回、計画見直しにあたり、評価で今後検討する予定や実施できなかった取組の修正、本市の自殺の現状に合わせ、既存の取組内容の追加や新規事業等について、各課に確認を行いました。その結果、施策ごとの取組数は、基本施策・重点施策・生きる支援関連施策共に増加し、本計画は、新たな取組が84追加され、合計287となりました。

〈施策ごとの取組数〉

※事業の統合・廃止あり

	基本施策	重点施策	生きる支援 関連施策	合計
前計画	45	44	132	221
本計画	61	59	167	287
再) 新規	18	20	46	84

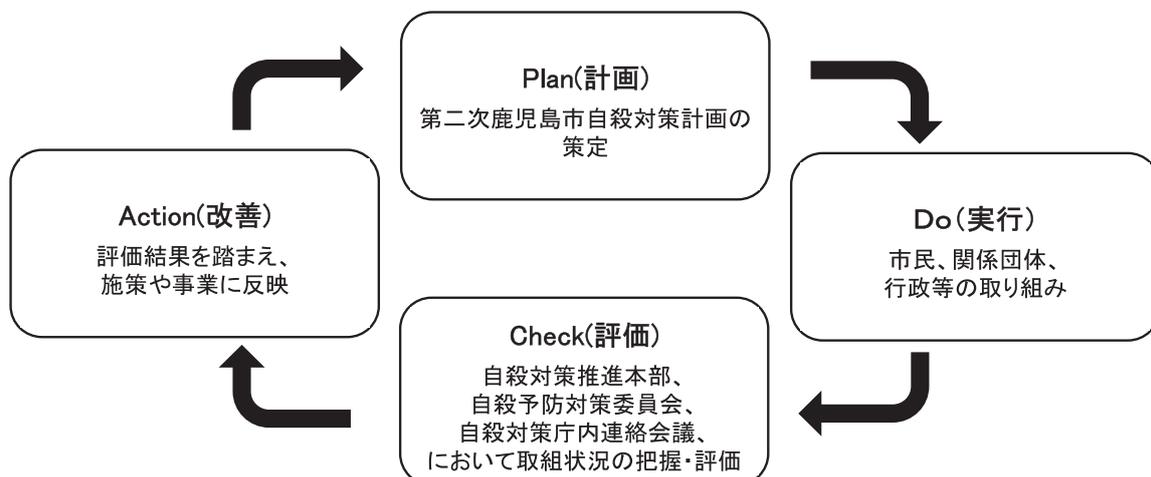
〈自殺死亡率の推移について〉

自殺死亡率については当初計画していた令和7年の目標値9.7に対して令和3年は12.6となっており、目標に緩やかに近づきつつあります。

今後、令和10年の目標達成に向け、引き続き全庁的に連携の効果をさらに高めていくことが必要です。

6. 計画の進行管理について

本計画を着実に推進していくため、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。



【SDGsの達成を意識した取組】

「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

本計画と特に関連するSDGsの目標は以下のとおりです。本計画に掲げられた計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成のうえでも重要といえます。

<本計画と特に関連がある目標>

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロに
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう
8. 働きがいも経済成長も
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナーシップで目標を達成しよう

